

# 社会福祉における幸福ニード概念の検討

早野禎二

The Consideration of Happiness Need in Social Welfare

Teiji Hayano

## はじめに

今日、社会福祉の分野において、当事者に単に金銭的な援助を与えることなく、介護したり、生活の援助をするだけでなく、サービスを与える際、当事者がどのようなサービスを受けた時、内面の幸福感が得られるかということが新たな福祉ニードとして上がってきている。例えば、老人が介護や生活の補助を受ける場合にも、老人の心の内面まで配慮したサービスが求められていると言えよう。独自の人生の経験を積み重ねた老人が、生きがいとか人生の意味というものを問うとしたら、単に金銭的、物質的、身体的介護を受けるだけでは、その人の幸福の要求というものは満たされないと考えられる。

社会福祉は本来、人間の「良い生活」「幸福」というものを考えるものである。ここで、従来の福祉ニード概念に加えて、幸福ニードという概念を提出してみたい。

幸福というニード概念を、三浦文夫の社会福祉ニード概念と比較し、その特性を明らかにしたい。三浦は、社会福祉ニードというものを、経済学における「交換価値」になぞらえ、いかに最適に配分するかという観点から、考慮している。しかし、人間の内面世界にかかる幸福というニードを、経済における財としてとらえる観点は不適切で、それは当事者と各種の集団、組織が、具体的な関係の中で協議し自律的に自己決定していくことが適切であると思われる。

## 第一章 社会福祉におけるニード概念の検討

社会福祉のニードを考えていく上で、本論では幸福というニードを考える。その前に、従来の社会福祉におけるニード概念を検討していきたい。

ニード論としては古典的なものとして、A. H. マズローのニード論があげられる。すなわち、

彼は、人間の欲求は、基本的な欲求から、高次な欲求へ高まっていくと考えた。すなわち、生理的欲求、安全、所属、愛情、尊敬、自尊心等の欲求である。

日本では、岡村重夫が、ニードを7つに分類している。すなわち、①経済的安定を求める要求、②職業機会の確保、③身体的精神的健康の維持、④社会的協同をもとめる要求、⑤家族関係の安定、⑥教育機会の確保、⑦文化・娯楽に対する参加の要求をあげ、それぞれの分野での充足が行われることが望まれるとしている。

これに対し三浦は、岡村のニード概念について次のように述べている。すなわち、「このアプローチは、『社会問題』対策とか『生活問題』対策イコール社会福祉政策といった政策論よりは、より具体的で分析的であるかもしれないが、しかし社会福祉政策はこの基本的ニードに即して七つに分かれ議論しなければならなくなったり、あるいは上記したように何が基本であるかについていろいろ意見がありうるとすれば、その政策アプローチも多義的となる危険がある」(三浦 p59)と批判する。

そして、彼は、「政策的ニードを抽象化していくために、多様なニードの実体を帰納的に抽象化して基本的に共通するいくつかのニードに整理するという方向とは別に、個々のニードに共通する社会的な要援護性として把える考え方が必要と考える。それは経済学が対象とする商品が、使用価値に着目するのではなく、交換価値にもとづいて対象とされたり、有効需要ということが、その需要の内容、実体によって経済学の対象となるのではなく、価格メカニズムにもとづいて充足される欲求を基礎にして対象化されるものと基本的に同じ発想のものである」(同 p59)とする。

そこで、三浦は、社会的ニードを、「ある種の状態が、一定の目標なり、基準から見て乖離の状態にあり、そしてその状態の回復、改善等を行う必要があると社会的に認められたもの」(同 p59)と定義する。そして、「ある種の状態が、ある種の目標や一定の基準から見て乖離の状態にある」ものを「依存的状態」(dependency)，ないし「広義のニード」とし、この依存的状態の回復、改善が社会的に必要だと認められたものを「要救護性」あるいは「狭義のニード」としている。(同 p59)

この「依存的状態」は、当該する個人、集団の経済的・社会的構成というソシオ・エコノミックな要因と、人口構造、人口資質などのデモグラフィックな要因、地理的、物理的、環境的要因またはエコロジカルな要因、文化的要因によって規定されているとする。(同 p59)

従って、彼は、ニードを「歴史的、社会的規定を受けつつも、他方、個人的、家庭的、地域社会の態様と構造との関連で現われる『状態』と、これらの『状態』を改善しなければならないという社会的『判断』との結合として把える」立場に立つ(同 p59)。

ここで、幸福ニードはどのような社会組織において充足されるべきかという問題を後で検討するために三浦の社会福祉における公私分担論を参照したい。

三浦は、社会福祉における公私の機能分担が問題になる背景として次の4点をあげている。

- ① 社会福祉の規模の拡大による福祉行政の官僚制化により、一般国民の社会福祉への参加が疎外されていること。
- ② 1950年代末ぐらいまで、日本の社会福祉は、貧困、低所得などへの対応が中心であり、それは、主に現金給付という形をとった。それを三浦は「貨幣的ニード」と呼ぶ。しかし、高度成長以降、多様な生活不安が生まれ、現金給付では対応できない、現物給付、あるいはリアル・サービスが必要になった。これを、「非貨幣的ニード」とする。「非貨幣的ニード」は、その充足方法が個別的で多様であることから、公私機能分担の再検討が必要になった。
- ③ 社会福祉サービスは、低所得者・貧困層に限定されることなく、一般国民を対象とするようになった。そこから、福祉サービスの受益者負担、あるいは、市場機構を通じた、福祉サービスの購入の広がりが予想され、個人の責任で、社会福祉サービスを取得することが求められる。
- ④ 財政危機から来る「福祉見直し」（同 p96～99）

以上述べたように、三浦は、社会福祉における公と私の関係を家族、市場と公共（行政と公的に認知され、支持された非営利的「民間」団体などの「社会的組織」も含むとしている）の関係の問題としてとらえる。すなわち、「ニード充足のメカニズムは、その責任主体として家族、市場（企業）の私的または『非公共』と対比できる『公共』ということを設定」（同 p76）する。三浦は、公共経済学に従ってサービスを、市場原理で行うのか、家族で行うのか、それとも公（行政）で行うのかという議論を展開している。「効率性」「公平性」「接近性」「利用者の権利性」（同 p169）という公準に照らしてどこが行うのが妥当かを図るというものである。

公私分担の一つの指標は、市場メカニズムか非市場メカニズムのどちらが、必要なサービスの供給をするのに適切であるかというものである。三浦は、公共経済学の市場と公的介入の関係の知見を参考する必要を述べている。（同 p101～102）

三浦はさらに家族とニード充足の関係から、即時的ニードと代替・補完的ニードを区別する。すなわち、家族で充足できないニードのうち、その「ニードが『高度』であるために、標準的な家族ではこのニード充足を行うことができず、専門的サービスを社会的に用意しなければならない場合」（同 p102）を「即時的ニード」と呼び、これは、公的に供給される必要があるという。他方、「もっとも標準的な家族において充足可能なニードでありながらも、何らかの事情で家族の側に問題があって、ニード充足ができない場合」（同 p102）を「代替・補完的ニード」とする。この「代替・補完的ニード」は、家族規模の縮小、同居別関係を含む居住形態の変化、扶養意識の変化により、拡大し、身辺介助などの日常生活面での援助が問題となる。これは、画一化しにくく、専門的知識が必要でないことから、公的よりは、近隣関係、ボランティアで供給すべきであるという。

さらに補足的な公私機能分担の判断基準として、①義務的か任意的か、②基礎的か追加的か、

③強制的か否か、④補償的か否か、⑤普遍的か否か、という補足的な基準を設ける。(同 p103～105) また、ニード充足を誰が担当するか、ニード充足に必要な資源の調達を誰が行うのかという基準を設ける。(同 p106～107)

以上の基準から、①公的責任に帰属すべきもの、②公私いずれの責任か明確化しえないが、公的に資源調達を図る方がよいと認められたもの、③公私いずれの責任か明定化しえないが、私的なニード充足機構にゆだねた方がより効率的である場合、④私的にゆだねられる場合としている。(同 p107～108)

この公私分担の見直しは、三浦の先に見た貨幣的ニードと非貨幣的ニードの分類に関連している。すなわち、三浦によれば、戦後日本の社会福祉は、貧困、低所得への対応として、貨幣的ニードを中心としていたが、生活の多様性から、必ずしも、現金給付では対応できないニードとして非貨幣的ニードが生じてきた。

三浦は非貨幣的ニードとして給食サービス、洗濯サービス、入浴サービス、友愛訪問、雑役サービス、情緒的安定を求めるニード(同 p166)などをあげているが、これらは、標準化したり、最低水準を設定することが難しく、必ずしも行政が画一的に基準を定めて行う必要がないものと考えられる。(同 p167) 家族や市場あるいは、ボランティア、近隣の援助関係によって充足した方が、よいと考えられる場合もあるとする。(同 p170)

福祉見直しの動きの中で、この非貨幣的ニードを「効果的、効率的に、かつ社会的公正にふさわしい形」(同 p166)で供給するにはどうしたらよいかと考える時、三浦は、それを「公的(行政)にのみ委ねることが適切であるかどうかを、再検討し、妥当な公私役割分担を明確にすることはとくに主要な課題である」(同 p166)としている。

以上、三浦の福祉ニード概念を見てきたが、次章では、三浦の福祉ニード概念ではとらえきれないニード概念として幸福ニード概念を検討する。

## 第二章 社会福祉における幸福ニード

一章で検討してきた、三浦の社会福祉ニード概念ではとらえきれないニード概念として、幸福というニード概念を提出してみたい。

社会福祉は、Social Welfair の訳であり、「良い生活」「幸福」というものに関わっている。従って、社会福祉というものを本来的に考える時、人間の幸福について考えなければならないことになる。

幸福というものは、まず、人間の内面世界に関わるものであり、精神的世界に関連する。従って、なかなか客觀化しにくい性格を持っている。幸せとは心の持ち方次第と言われるように、何が幸福かというのは、人によって異なる。したがって、幸福は個別的で多様である。

それは、また、人々の経験世界に関連している。経験の世界といった場合、知覚に関わるも

のから、その人が、過去に家族、友人、近隣の人などと、どのような関係を積み重ねてきたかに関わっている。

老人福祉の場合、この幸福ということを考えた時、単に、金銭的援助を与えるとか、身体的介護をするとか、食事、身の回りの世話をすることだけでは、必ずしも幸福の要件を満たすわけではない。これらは、幸福の必要条件であるが、十分条件ではない。老人の内面世界は、人生の様々な経験を積み重ねていく中で形成されている。そこには、身体的衰弱、あるいは、能力の衰退はみられるが、若年期、中高年期とは異なった人生の生きがいがあると考えられる。

例えば、人生を回想するなかで、無為の時間を過ごすことが、幸福を感じることも考えられる。若年期、中高年期は、何か目標、例えば、仕事とか、子育てがあって日常の生活があった。しかし、老年期は、それらのことから解放され、まさしく、その活動自体が目標になるような活動に没頭できるとも言える。言わば老人は、今という瞬間を生きていると言える。老人期は、人生の過去を回想する中で、自己の人生を見つめ直すという作業を行う次期であるといえる。過去に出会った人や、出来事を回想したり、また、過去の思い出の人に会いに行ったりすることで、自分の人生の意味を確かめるということも考えられよう。老人期を衰退期として見るのではなく、人生のなかのそれぞれの段階にはない、成熟という側面から見る必要がある。このような側面から老人の余暇活動、趣味活動というものをとらえ直すことが必要になろう。

また、老人が、仕事、職を持つ場合にも、その労働が、単に、効率性と生産性の観点からの労働力として考えられるべきものではなく、その人の人生の経験が生かされる形で、自己実現として考えられるべきものであろう。老人期における職業というものを必ずしも、手段的に考える必要はなく、それ自身が目的となるような活動としてとらえるべきであろう。

この幸福のニードは、介護の場でもどのような介護するかという点に問題を投げかけることになる。すなわち、単に介護するのではなく、老人の心理的側面を考慮した介護のあり方を援助者側は考慮しなければならない。老人を身体的に介護する時、その老人の過去の経験の積み重ねの中で作られた内面世界を考慮して、どのような言葉をかけたらよいのかとか、さらにはどのような活動を手助けすれば、その人が、幸福と感じられるのかということを考慮することが求められよう。その場合、一律にどのような人間にも当てはまる幸福という内容は考えられないことになる。幸福はその人独自の個別的なものであるからである。

また、障害者福祉の場合も、単に、介護を行うだけでなく、障害者の内面世界と関わるその人の生きがい、尊厳というものをどのように福祉の中で満たしていくかが問われる。障害者の内面世界と関わったケアが求められていると言えよう。

たとえば、聴覚障害者に対して、健常者の側が、単にどのようにしたら、話が伝わるのかとコミュニケーションを手段的に考えるのではなく、聴覚障害者がどのような内面世界をもってコミュニケーションをしようとしているのかを理解した上で、コミュニケーションを考える必要がある。すなわち、障害者の固有の経験世界を、援助者の側が理解した上で、どのような介

護、援助をするのか、考える必要があるということである。

このように幸福ニードの問題は、高齢者や障害者の経験世界をどのようにとらえ、社会福祉サービスを行っていくかという問題である。

幸福というニードは、その人の経験世界、内面世界と関連を持っており、多様で個別的である。幸福の一般的、普遍的内容を定義することはできない。幸福ニードというものを考えた場合、それは画一的に、また、一律に外から判断し、充足させるというのは困難である。従って、この幸福ニードは、当事者とサービス供給者の側との具体的な人格的関係の中で、その内容がとらえられ、充足されていくものと考えられる。

社会福祉は幸福、「良い生活」を目標とするものであることをこの章の最初で述べたが、幸福ニードは、金銭的給付、現物給付、サービス給付という概念だけではとらえきれない。それは、人間の内面に関わったニードであるがゆえに、客観的指標化はなかなか難しいものといえよう。当事者の幸福という多様で個別的なニードをどのようにとらえて、社会福祉を進めていくかが問われることになる。

### 第三章 幸福ニード充足のための社会の組織化の問題

前章で考えられた幸福というニードを満たすためには、どのような社会の組織化が必要であろうか。幸福というニードは、多様であり、個別的であるがゆえに、一般的な指標は考察しにくい。当事者の経験にもとづいたものであり、内面の充足と深い関わりを持っている。それは、当事者と援助する側が、単にサービスを与え、与えられる関係となるのではなく、サービスを与える側が、当事者の心的側面にまでかかわってサービスをする必要がある。それは、援助する側が、障害者や高齢者を、サービスを与えられる客体としてとらえるという観点に立つ限り、不可能である。

この幸福というニードを第一章で見た、三浦の社会福祉ニード概念と比較して見る。三浦は、ニードを、「個々のニードに共通する社会的な要救護性」としてとらえ、ニードを「使用価値」ではなく「交換価値」になぞらえ、「価格メカニズム」のアナロジーとしてそれらをとらえている。しかし、このように、「交換価値」として、ニードをとらえてしまうと、当事者の具体的な経験世界に基盤を持っている幸福というニードは射程に入ってこないことになる。

また、彼は、社会的ニードを考えるにあたって、一定の目標、基準から乖離している状態を「依存的状態」とし、その改善が社会的に必要と判断されたものを「要救護性」としている。しかし、ここには、社会的ニードを当事者以外の者が測り、その必要性を「判断」して、当事者に供給するという態度が見られる。そこにおいて、ニードを当事者と援助者の間の具体的な関係の中でとらえ、当事者と各種集団、組織が自律的に自己決定していくという態度は見られない。幸福というニードは、当事者の内面の世界に関わるがゆえに、彼の経験世界を捨象して

しまうことはできない。「価格メカニズム」のようにニードの実体的内容をとりのぞいて、客観化することはできない。従って、幸福ニードを「社会的判断」する際、自らの経験世界をもつ当事者性が反映され、各集団、組織の具体的な協議の中で決定されていくことが望ましいと考える。

さて、幸福ニードを三浦のニード概念の性格と比較してみたが、この幸福ニードは、どのような社会的関係において満たされるべきであろうか。

幸福ニード充足の社会組織のあり方はどのようにるべきであろうか。公・私の分担はどのようにるべきであろうか。行政、市場、家族、地域社会、ボランティアの相互の関係はどのようにるべきであろうか。

すでに見たように、幸福というニードは、客観的に指標化するのが難しく、当事者によって個別であり、多様であり、さらに内面世界に関わるものである。従って、この幸福というニードの充足は、非人格的関係によっては、なされないと考えられる。つまり、独自の経験世界を持っている当事者とサービス供給側が、人格的関係を持つことによってはじめて満たされるものであると考えられる。

従って、行政の官僚制的で画一的なサービスでは、この幸福というニードを満たすことはできない。当事者の多様なニードは、サービス供給者と当事者との往復のなかで、充足されるものと考えられる。幸福ニードは当事者をサービス供給の対象とすることによっては、満たされない。行政そのものが、画一的、官僚制的なサービスを提供するものである限り、幸福ニードは満たされない。

また、市場サービスは、貨幣を媒介にした関係であり、その関係においては人間の精神的な側面、人格的な内面の世界に関わる幸福というニードは充足しがたい。市場サービスは、消費者の多様なニードに答えるという点において、福祉サービスに一定の役割を果たし、その役割は否定できないが、効率性とコストを重視した市場サービスは、人格的な信頼関係を必要とする幸福ニードには基本的になじまないと考えられる。

そこで考えられるのは、この幸福ニードは、地域社会とボランティアアソシエーション、そして、家族、地域に開かれた福祉施設、さらに行行政とが具体的に連携する関係の中で充足していくべきものと考える。ここで、ボランティアアソシエーションとしては、ボランティア団体、市民団体、生協などが考えられる。行政も官僚制的、画一的になるのではなく、市民参加を保障する中で、当事者の幸福ニードを充足していく必要があるであろう。従って、地域福祉という視点から、幸福ニードを考えていく必要があるであろう。

幸福ニードは、外から客観的な基準に基づいて判定されるべきものではなく、当事者の個別的で、内面的な世界に関わるものであるから、当事者と援助者の側の人格的な関係が必要になる。すなわち、地域社会、ボランティアアソシエーション、家族、福祉施設が相互に協力し合い、行政も官僚制的になるのではなく、それら組織との具体的な連携協力するなかで、この幸

福ニードが満たされていくものと考えられる。そこにおいて、当事者性が反映される形で、それぞれの組織、集団が具体的に協議することによって自律的に決定していくことが望まれる。

ここで、公私分担の三浦の議論との関連で以上の論点について論じて見たい。

彼は、社会福祉ニードを公共経済学を参考にしながら、「効率性」「公平性」「接近性」「利用者の権利」の公準に照らして、行政、家族、市場、その他の民間のどこがやるのがもっとも望ましいかという点から公私分担を論じている。そこには、ニード充足の経済的最適性という前提がある。

また、彼は、公私の分担は、公は、かつて、少数の貧困層を救済するために「貨幣的ニード」を充足する立場にいたが、現金給付では対応できない「非貨幣的ニード」という個別的で多様なニードが表れてきたために、その公私の分担の見直しの必要が生じてきたとする。彼は、「非貨幣的ニード」は、公的責任だけでなく、地域やボランティアなどの民間の助けによって満たされるとする。

これに対して著者は、次のように考える。

幸福ニード充足は、経済学のように「交換価値」としてとらえることは不適切で、家族、地域、ボランティアアソシエーション、福祉施設、行政が、具体的な関係の中で、協議しあい、自律的に自己決定していくなかで実現されていくと考える。

また非貨幣的ニードは、幸福ニード関連していると思われるが、著者は「非貨幣的ニード」と幸福ニードは異なったものと考える。すなわち、三浦の「非貨幣的ニード」概念は、主体性を持った当事者の内面世界に関わるものとしてではなく、あくまでも当事者を客体としてとらえ、これに現物給付、あるいはサービスを与えるという立場に立っている。これに対し、我々の考える幸福ニードは主体的な当事者の内面世界に関わっている。

また、三浦の議論は、一定の階層に達しない人々の生活を保障するという社会福祉における選別主義の立場からより広い層を福祉の対象とする普遍主義への移行を目指している。しかし、資本主義社会が必然的に生み出す相対的な貧困層を社会福祉の対象とする考え方は、重要であると著者は考える。重点を選別主義か普遍主義かのどちらにおくかという問題は、あくまでも、一定の階層以上の保障があって、普遍主義にいたるべきものと考える。

幸福というニードも、公的な社会保障制度の整備が前提である。すなわち、幸福ニードは、心に関わるものであるがゆえに、制度面の保障、整備が整わないまま、考えられると、精神的なものに還元されてしまう恐れがある。例えば、ボランティアによる心的関係を重視したサービスが唱えられる時、ボランティアというコストのかからないマンパワーの利用が進められる恐れがある。人格的関係をボランティアによって満たそうとする時、そこに無償労働としてのボランティアという側面が利用される恐れがある。あるいは、家族愛という形で、幸福ニードが、社会保障制度面の整備なく進められていくと、家族に過重な負担がかかることになる。

制度的保障が欠けている場合、一定の所得階層以上は、金銭的余裕のもとに、幸福というニ

ドを充足させることができるが、一定の階層より下のものは、金銭的な余裕がないままに、家族主義、地域文化、あるいは、ボランティアリズムというものが動員される恐れがある。社会保障制度との連関を欠いた幸福ニード論は、新保守主義な立場からの社会福祉政策と親和関係に陥る危険性がある。従って、幸福というニードが、精神的なものに還元されないようにするために、社会保障制度の整備がともに考えられなければならない。

その意味で、国家と地方自治体の役割分担の議論が出てくる。国家が、中央集権的、官僚制的に福祉行政を進めることでは、幸福ニードは満たすことはできない。したがって、地方分権が進められ、福祉を必要とする者と行政の側の、透明性と接近性が保障されなければならない。そのことによって、幸福ニードの多様性と個別性をくみ上げることができる。しかし、他方一定の所得保障のために国家が社会保障制度の担い手として役割を果たす必要がある。そのことによって、幸福ニードの議論が、精神主義化し、新保守主義的な福祉見直しの議論に近づく危険性を防ぐことができる。

## 終わりに

本論文では、社会福祉における幸福ニード概念について検討してきた。社会福祉は、「良い生活」「幸福」を目標とするものであるが、現在ただ単に、福祉サービスを与えるだけではなく、当事者の内面世界に関わるニード概念が求められていると言える。

## 結論的に言えば

- ① 幸福ニードは、人間の内面世界に関わるものである。福祉をただ物理的に金銭的、あるいは非金銭的に給付するのではなく、当事者がどのような援助を受けければ内面の幸福感が得られるのかという視点が求められて来ている。
- ② 幸福の定義は難しいが、一つ考えれるのは、ある活動が何かの手段ではなく、その活動自身が目的となっているような活動であると考えられる。官僚制化が進む中、すべてが、効率的に、また、達成的に考えられるが、老人の場合を考えた時、過去を回想したり、達成的な基準のみで図られるのではない職業、趣味活動、さらにはボランティア活動等が考えられる。また、介護の場においても相手の内面の充足を考えなければならない。障害者の場合も、単に援助を手段的に受けるのではなく、当事者が健常者とコミュニケーションしていく中で、内面の世界をいかに表出し、そのなかで、自己自身が充足していくかが課題となる。
- ③ このような幸福ニードは、三浦の社会福祉ニード概念が背景としている経済学によるニード配分とは合い入れない。幸福ニードは、当事者と家族、地域、ボランティアアソシエーション、地域に開かれた福祉施設、さらに行政がそれぞれ具体的に連携し、そのなかで協議してい

く中で決定されていくものと考える。

④ 幸福ニードが、内面、心の問題に還元されてしまう時、精神主義となってしまう恐れがある。幸福ニードは、一定の豊かな層だけしか享受できない恐れがあり、幸福ニードが必要と唱えられる時、貧困層には、家族愛や、ボランティアの無償性が逆用される恐れがある。従って、社会保障制度の整備が前提となる。

#### 引用文献

三浦文夫 「社会福祉政策研究」全国社会福祉協議会 1985年.